

## 第1章 地域薬学ケア専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会地域薬学ケア専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

- 2 要件（2）については、薬局での実務経験が1年以上あり、申請時に薬局に常勤として勤務していること。
- 3 要件（3）については、連携研修契約の締結時において本学会会員であること。
- 4 要件（5）の「5年以上の研修歴」の証明については、次の2つの証明書を提出すること。
  - （1）「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」の管理薬剤師による、申請者の「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」への在籍証明書。
  - （2）「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」に在籍する「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書（申請時点において研修期間が5年に満たない場合、不足する期間が3か月未満の場合は、研修修了見込みでよいものとする）。ただし、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできない。
- 5 要件（5）において、複数の「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」または「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）」に在籍して研修を履修した場合は、それぞれの研修期間を合算することができる。ただし、同時期に複数の連携施設に在籍した場合、主たる1施設における研修期間のみを申請対象とすることができる。
- 6 要件（5）において、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（基幹施設）」におけるカンファレンスに参加困難な場合は、基幹施設以外のがん専門薬剤師研修施設、国が指定したがん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院（高度型）、地域がん診療連携拠点病院）、地域がん診療病院、特定領域がん診療連携拠点病院でのカンファレンス参加を実績として報告することができる。
- 7 要件（6）のクレジットは「別表1」に定める。
- 8 要件（6）は参加を証明する資料等を提出すること。
- 9 要件（7）の自ら実施した5年の薬学的管理を行った症例報告は、下記の要件を満たすこと。
  - （1）症例報告は、自ら連携研修中に研修施設（基幹施設および連携施設）において携わった「患者に対して一定期間継続して関わった、薬物治療に関する薬学的介入、薬学的ケア、あるいは自己治療や公衆衛生に関する相談事例など」であって、保険請求の有無を問わない。
  - （2）「別表2」の16種類の領域のうち、4領域以上（ただし、1領域につき5症例以上）を必須とする。在宅・セルフメディケーション・公衆衛生活動における症例も可とするが、それぞれ10症例までとする。

(3) 病院（基幹施設）における症例は10症例までとする。

(4) 連携研修を修了した後の症例は、連携施設での症例かつ申請から5年以内のものであれば提出可とする。

10 要件（8）の地区大会は以下に定める。

「北海道薬学大会」、「日本病院薬剤師会東北ブロック学術大会」、「日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会」、「日本病院薬剤師会東海ブロック・日本薬学会東海支部 合同学術大会」、「東海薬剤師学術大会」、「日本病院薬剤師会北陸ブロック学術大会」、「北陸信越薬剤師大会・北陸信越薬剤師学術大会」、「日本病院薬剤師会近畿学術大会」、「近畿薬剤師学術大会」、「日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会」、「九州山口薬学大会」、「日本薬学会北海道支部例会」、「日本薬学会東北支部大会」、「日本薬学会関東支部大会」、「日本薬学会東海支部総会・大会」、「日本薬学会北陸支部例会」、「日本薬学会関西支部総会・大会」、「日本薬学会九州山口支部大会」

11 要件（8）は、学会発表の要旨または論文のコピーを提出すること。

12 要件（9）の専門薬剤師認定試験の合格は、生涯学習達成度確認試験の合格証書のコピーの提出をもって免除することができる。

13 本学会「認定薬剤師」から移行した「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」は、要件（9）の専門薬剤師認定試験の受験を免除する。

14 要件（5）、（8）、及び（9）の専門薬剤師認定試験及び薬剤師生涯学習達成度確認試験の合格には有効期限を設けない。

（申請・認定試験）

第2条 「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定を申請する者は、申請書と共に認定制度規程の第4条の2の（1）から（9）に係る申請資格を証明する資料を添えて申請すること。

（再申請・認定試験）

第3条 認定制度規程の第4条の2の（8）の自ら実施した5年の薬学的介入を伴った症例報告に係る審査で不認定となった場合、翌年度以降に「地域薬学ケア専門薬剤師」の再申請をする際には、申請書と共に認定制度規程の第4条の2の（1）から（9）に係る申請資格を証明する資料を添えて申請すること。

（更新の再申請）

第4条 認定制度規程の第18条については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 認定要件を満たせず更新が認められなかった者は、「地域薬学ケア専門薬剤師」を標榜できないが、翌年度に限り認定の更新を申請することができる。

（地域薬学ケア専門薬剤師の認定資格失効後の申請）

第5条 「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定資格の失効者が、再度認定を取得する場合には、あらためて認定制度規程の第4条の2の要件のすべてを具備すること。ただし、要件（5）、（8）は過去の申請に用いたものでもよい。また、（9）の専門薬剤師認定試験の受験は免除される。

## 第2章 地域薬学ケア指導薬剤師認定資格

（資格の補則）

第6条 認定制度規程の第5条の2は、以下のとおり取り扱うこととする。

- 2 要件（2）のクレジットは「別表1」に定める。
- 3 要件（2）は、参加を証明する資料等を提出すること。
- 4 要件（4）の地区大会は以下に定める。

「北海道薬学大会」、「日本病院薬剤師会東北ブロック学術大会」、「日本病院薬剤師会関東ブロック学術大会」、「日本病院薬剤師会東海ブロック・日本薬学会東海支部 合同学術大会」、「東海薬剤師学術大会」、「日本病院薬剤師会北陸ブロック学術大会」、「北陸信越薬剤師大会・北陸信越薬剤師学術大会」、「日本病院薬剤師会近畿学術大会」、「近畿薬剤師学術大会」、「日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会」、「九州山口薬学大会」、「日本薬学会北海道支部例会」、「日本薬学会東北支部大会」、「日本薬学会関東支部大会」、「日本薬学会東海支部総会・大会」、「日本薬学会北陸支部例会」、「日本薬学会関西支部総会・大会」、「日本薬学会九州山口支部大会」

（申請）

第7条 「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定を申請する者は、申請書と共に認定制度規程の第5条の2（1）から（6）、及び第5条の3（1）に係る申請資格を証明する資料を添えて申請すること。

（地域薬学ケア指導薬剤師の認定資格失効後の申請）

第8条 「地域薬学ケア指導薬剤師」の認定資格の失効者が、再度認定を取得する場合には、あらためて認定制度規程の第5条の2の要件を具備すること。要件（4）は過去の申請に用いたものでもよい。

## 第3章 地域薬学ケア専門薬剤師研修施設認定資格

（資格の補則）

第9条 認定制度規程の第6条の2は、以下のとおり取り扱うこととする。

- 2 要件（3）については、「別表2」のうち、4領域以上の疾患患者に対する入院及び外来診療体制を有していること。
- 3 要件（9）については、薬物血中濃度の測定結果に基づいた処方設計・提案を実施していること（測定することは、当該要件には含まない）。

第10条 認定制度規程の第6条の3は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(2)の継続的な指導の目安は、月に3～4回以上とし、副領域を標榜する場合には、当該領域の研修を含むこととする。

第11条 認定制度規程の第6条の5は、以下のとおり取り扱うこととする。

2 連携研修を行う者及び研修を受け入れている「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」は、「連携研修実施報告書」を研修1年ごとに本学会へ提出することとする。

#### 第4章 副領域の認定資格

(資格の補則)

第12条 認定制度規程の第7条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(3)の悪性腫瘍領域における薬学管理指導の実績は、下記の要件を満たすこと。

(1) 自ら連携研修中に研修施設(基幹施設および連携施設)において一定期間継続して携わった、がん化学療法、支持療法、緩和ケアにおける薬学的管理を実施した症例を報告すること。

(2) 3臓器・領域以上のがん種を含めたものを提出すること。ただし、「消化器、呼吸器、乳房、造血器悪性疾患の中から2臓器・領域以上」を必須とし、且つ「それぞれ3症例以上」を含めなければならない。それ以外の臓器・領域の症例数については問わない。なお、緩和ケアのみの症例は5症例までとする。

(3) 病院(基幹施設)における症例は10症例までとし、かつ認定制度規程第4条の2(7)の基幹施設における症例と合算して14症例までとする。

(4) 連携研修を修了した後の症例は、連携施設での症例かつ申請から5年以内のものであれば提出可とする。

#### 第5章 更新保留者による更新申請

(地域薬学ケア専門薬剤師の更新保留後の更新申請)

第13条 認定制度規程の第18条については、以下の通り取り扱うこととする。

2 要件(1)は、更新保留中であっても本学会の会員を継続していなければならない。ただし、休会期間中は除く。

3 要件(2)は、更新申請時点5年以内のものとする。

4 要件(3)は、認定期間中のものに加えて、更新保留期間中のものも含める。

(地域薬学ケア指導薬剤師の更新保留後の更新申請)

第14条 認定制度規程の第19条については、以下の通り取り扱うこととする。

2 要件(1)は、更新保留中であっても本学会の会員を継続していなければならない。ただし、休会期間中は除く。

3 要件(3)は、更新申請時点5年以内のもの。

4 要件(4)は、認定期間中のものに加えて、更新保留期間中のものも含める。

## 第6章 認定の取り消し

(認定の取り消し)

第15条 認定制度規程の第17条については、以下の通り取り扱うこととする。

- 2 認定制度規程第4条の2(1)に定められた日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、「地域薬学ケア専門薬剤師」及び「地域薬学ケア指導薬剤師」の資格を喪失する。
- 3 認定制度規程第4条の2(3)に定められた本学会の会員資格に関して、本学会を退会した場合には、退会時点において「地域薬学ケア専門薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」の資格を喪失する。
- 4 認定制度規程第6条の2(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」は、認定を取り消すことがある。
- 5 認定制度規程第6条の2(2)について、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」との連携が一定期間ない、もしくは一定期間研修の実績がない「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。
- 6 認定制度規程第6条の3(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。

第16条 認定制度規程第18条、22条に定める「地域薬学ケア専門薬剤師」、認定制度規程第19条、第20条に定める「地域薬学ケア指導薬剤師」、認定制度規程第21条に定める「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」の更新申請を行わなかったとき、更新を認められなかったとき、または認定を辞退したときは資格を喪失する。

## 第7章 費用・手数料等

(連携研修料)

第17条 認定制度規程第24条に定める連携研修料について、以下の通り取り扱うこととする。

- 2 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」と「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」が連携して研修を行う際には、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(連携施設)」は連携研修料として1年ごとに研修生1人あたり79,200円(税込)を学会事務局へ支払い、学会手数料を除いた研修生1人あたり1年ごとに66,000円(税込)を学会から「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設(基幹施設)」へ支払う。

## 第8章 地域薬学ケア専門薬剤師等の認定に係る過渡的措置

(過渡的措置期間)

第18条 2027年度の「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定申請まで、次の第18条から第19条までの過渡的措置を講ずる。

- 2 本措置の「地域薬学ケア専門薬剤師」には、副領域(がん)を含む。

(地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定の要件)

第19条 地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定を申請する場合、認定制度規程の第4条の2に係る要件は以下の通り取り扱うこととする。

- 2 要件(3)については、申請時に本学会会員であれば良い。
- 3 要件(4)については、本学会「認定薬剤師」から移行した「医療薬学専門薬剤師」、「日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師」であってもよい。
- 4 要件(5)については、不要とする。
- 5 要件(6)のクレジットは20単位でよい。副領域を標榜する場合には、加えて副領域の集中講義に参加したこと。
- 6 要件(7)については、不要とする。
- 7 要件(8)については、学会発表1回(筆頭)、あるいは論文報告(筆頭)1報があればよい。副領域を標榜する場合には、副領域の学会発表または学術論文とする。
- 8 要件(9)については、不要とする。
- 9 本措置により認定された地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定期間は5年である。

(暫定認定者の正規認定への移行)

第20条 地域薬学ケア専門薬剤師の暫定認定者が認定期間後に正規認定に移行する場合、認定制度規程の第4条の2に係る要件を全て満たしていることとする。満たせない場合は、「地域薬学ケア専門薬剤師」の移行及び「地域薬学ケア指導薬剤師」の申請はできない。

- 2 要件(5)は、申請時点では見込みで可とする。ただし、認定審査中の定められた期間内に、第1条4(2)で定める証明書類を提出すること。
- 3 要件(7)については、申請時点で研修歴が5年未満の場合には連携研修開始前の症例でも良いが、各症例数の1割までとする(地域薬学ケア専門薬剤師:5症例、地域薬学ケア専門薬剤師(がん):悪性腫瘍領域は2症例が上限)。
- 4 要件(9)については、暫定認定期間中に受験する場合は、薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格すること。
- 5 副領域(がん)を標榜する場合、加えて認定制度規程第7条に定める全ての要件を満たせない場合は、「地域薬学ケア専門薬剤師(がん)」の正規認定への移行はできないが、「地域薬学ケア専門薬剤師」への移行や「地域薬学ケア指導薬剤師」の申請は、要件を満たしていれば可能である。

(暫定認定の喪失・取消)

第21条 「地域薬学ケア専門薬剤師」の暫定認定期間中は、連携研修を行うものとする。連携研修を行わない場合や「地域薬学ケア専門薬剤師」としてふさわしくない行為があった場合、または不適と認められた場合には、認定委員会、理事会の議決によって認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

(暫定認定期間に係る取り扱い)

第22条 「地域薬学ケア専門薬剤師」の暫定認定期間中に連携研修を中止した場合、研修再開までの間、「認定停止」となる。

2 産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由により研修に中止期間が生じた場合、審査に基づき最長5年間まで暫定認定期間を延長することができる。

## 第9章 認定期間

(認定満了日の調整に係る取り扱い)

第23条 認定制度規程第15条については、2022年度以降に新規・更新申請されたものについて、認定開始日を4月1日、認定満了日を3月31日とする。それに伴い、認定満了日が12月31日となっている認定済みの「地域薬学ケア専門薬剤師」、「地域薬学ケア専門薬剤師(がん)」、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」の暫定認定満了日を、一律に3ヶ月間延長する。

## 第10章 規程細則の変更

(規程細則の改廃)

第24条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本規程細則は2026年4月1日から施行する。

2020年1月1日	制定
2020年5月11日	改正
2020年9月24日	改正
2020年12月24日	改正
2021年7月27日	改正
2022年12月27日	改正
2023年3月2日	改正
2024年3月6日	改正
2025年3月4日	改正
2026年3月3日	改正

「別表1」

【講習会・集合研修、学会発表のクレジット】

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会	10単位	5単位	2単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義	15単位		
3	がん専門薬剤師集中教育講座	15単位		
4	医療薬学公開シンポジウム	5単位	5単位	2単位
5	フレッシュャーズ・カンファランス	5単位	5単位	2単位
6	臨床研究セミナー	5単位	5単位	2単位
7	上記以外の日本医療薬学会が主催するセミナー	1単位/1時間		
8	日本薬剤師会学術大会	5単位	5単位	2単位
9	日本医療薬学会が認定する他団体のセミナー	1単位/2時間		

※ 上記7は、本学会が認定したもの。

【論文掲載・論文査読のクレジット】

学術論文の種類		筆頭発表	共同発表
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10単位	5単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20単位	10単位
3	医療薬学誌あるいはJPHCS誌の投稿論文査読（1報につき、不採択であっても対象となる）	1単位 (指導薬剤師のみ)	

「別表 2」

【領域の分類】

1	精神疾患
2	神経・筋疾患
3	骨・関節疾患
4	免疫疾患
5	心臓・血管系疾患
6	腎・泌尿器疾患
7	産科婦人科疾患
8	呼吸器疾患
9	消化器疾患
10	血液及び造血器疾患
11	感覚器疾患
12	内分泌・代謝疾患
13	皮膚疾患
14	感染症
15	悪性腫瘍
16	その他（1 から 15 までのいずれにも分類されない疾患、または自己治療や公衆衛生に関する相談事例など）